

來渡を受けて氣勢を擧げ午後五時半前記要求費を事業主に提出した。

事業主は傳習生の手當に就ては直方工業會の申合せに依るものなるを以て直ちに工業會に要求事項を提示したる結果工業會に於ては即日理事會を開き協議したる處手當は從來通りに意見一致したる爲事業主は同日午後十一時四十分爭議團代表と第二回會見をなし折衝したるも爭議團側は強硬に手當の増額を要求し双方相離らず翌二十二日午前五時に至り終に交渉決裂せんとしたる爲所轄直方署に在りては他工場への波及を慮り極力斡旋に奔走し再三工業會とも折衝を重ねたる結果漸く左記の妥協成立し其の他の項目に就ては工場側の譲歩に依り同日正午圓滿解決を見るに至つたのである。

十四 解決 條 項

○職工人夫の分

一 現在の職工には日給十錢を昇給す仍て之に關する不平は組合備に就て其の責に任ず

二 人夫には男女共日給十錢を昇給す

三 要求通り實行す

四 從來平均六圓位支給の處今後は平均十圓とし其の率は成績の良否を考査し支給す

五 要求通り實行す

六 完備に努む

○傳習生の分

一 給 付

1、毎月の手當は現在支給額より五十錢宛増額す

2、從來通り實施